

公の施設に係る受益者負担の設定基準（令和6年3月）による スポーツ施設の使用料改定について

1 改定の方針

公の施設の管理運営は、施設を利用しない方を含む納税者の税金（公費負担）により賄っている。公平性の観点から、施設を利用する方には、適切な金額を使用料（受益者負担）として負担してもらうため、全市的な基準として「公の施設に係る受益者負担の設定基準（令和6年3月）」を策定し、施設毎に使用料の見直しを行っている。

スポーツ施設は、施設の種類や規模に応じた統一料金を基に改定を行う。

2 基準によるスポーツ施設の使用料等の状況

受益者負担割合 （基準）	施設名称	増減率	改定の方向性
スポーツ施設 50%	体育館、野球場、プールなど	110%～130% （調整中）	全施設に同一の増減率を適用

3 今後のスケジュール（予定）

- ・ 令和6年7月以降 区自治協議会、スポーツ関係団体等へ説明
- ・ 令和6年9月議会 条例改正議案提案（令和7年4月1日施行予定）